

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第10号

(所 管) 教育委員会事務局 教育センター 企画相談課

件 名	堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市教育文化センター管理運営規則の所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 堺市教育文化センター管理運営規則（平成6年教育委員会規則第9号。以下「規則」とい。）に係る公の施設の使用等に係る手続等について、堺市施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を導入するため、所要の改正等を行うものであること。 2 改正の内容 (1) 施設の使用に係る許可の変更に際して使用許可書の添付を省略できること等を規定するもの (2) 施設予約システムを用いた規則における施設の使用等に係る手続について規則の規定により難しいと認めるときは、当該手続等に関する事項について、教育長が別に定めることができることを規定するもの 3 施行期日 令和5年3月23日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）

堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について

次のとおり、堺市教育文化センター管理運営規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育文化センター管理運営規則の一部を改正する規則

堺市教育文化センター管理運営規則（平成6年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が定める方法により申請を行うことをもって、使用申請書による申請に代えることができる。

第3条第2項ただし書中「必要があると」を削る。

第6条中「ホール、ギャラリー及び楽屋にあつては様式第2号（甲）、ホール、ギャラリー及び楽屋以外の施設にあつては様式第2号（乙）」を「様式第2号」に改める。

第7条ただし書中「公益上特に必要があると」を「特に」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもつて、使用許可書の提示等に代えることができる。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第15条の2を次のように改める。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第15条の2 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いて会館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた会館の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

様式第1号（甲）中

「

※許可	年 月 日	第 号	を
-----	-------	-----	---

」

「

※許可年月日	年 月 日	に、
--------	-------	----

」

「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第1号(乙)中

「

	許可番号	使用日及び使用時間	使用室名	使用目的	対象者・ 利用予定人数
			使用設備等	表示名称	入場料
1	第 号	年 月 日()			一般 関係者 人
		時から 時まで			無・有 円
2	第 号	年 月 日()			一般 関係者 人
		時から 時まで			無・有 円
3	第 号	年 月 日()			一般 関係者 人
		時から 時まで			無・有 円
4	第 号	年 月 日()			一般 関係者 人
		時から 時まで			無・有 円
5	第 号	年 月 日()			一般 関係者 人
		時から 時まで			無・有 円

を

「

	使用日及び使用時間	使用室名	使用目的	対象者・ 利用予定人数
		使用設備等	表示名称	入場料
1	年 月 日()			一般 関係者 人
	時から 時まで			無・有 円
2	年 月 日()			一般 関係者 人
	時から 時まで			無・有 円
3	年 月 日()			一般 関係者 人
	時から 時まで			無・有 円
4	年 月 日()			一般 関係者 人
	時から 時まで			無・有 円
5	年 月 日()			一般 関係者 人
	時から 時まで			無・有 円

に、

「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第2号(甲)を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第2号(乙)を削る。

様式第3号中

「

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号
----------	-------------

を
」

「

1 使用許可年月日	年 月 日
-----------	-------

に
」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市教育文化センター管理運営規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市教育文化センター管理運営規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。ただし、教育長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 会館の施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市教育文化センター条例又は堺市教育文化センター管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市教育文化センター管理運営規則（平成6年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用の申請）</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、堺市教育文化センター使用許可申請書（ホール、ギャラリー及び楽屋にあつては様式第1号（甲）、ホール、ギャラリー及び楽屋以外の施設にあつては様式第1号（乙））を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、<u>教育長が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める日前においても、申請を受け付けることができる。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第6条 使用の許可は、条例第12条第3項の規定による後納の場合を除き、<u>使用料の納付があつた後、堺市教育文化センター使用許可書（ホール、ギャラリー及び楽屋にあつては様式第2号（甲）、ホール、ギャラリー及び楽屋以外の施設にあつては様式第2号（乙）。</u>以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。</p>	<p>（使用の申請）</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、堺市教育文化センター使用許可申請書（ホール、ギャラリー及び楽屋にあつては様式第1号（甲）、ホール、ギャラリー及び楽屋以外の施設にあつては様式第1号（乙））を教育長に提出しなければならない。<u>ただし、教育長が定める方法により申請を行うことをもって、使用申請書による申請に代えることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、<u>教育長が特に認めるときは、当該各号に定める日前においても、申請を受け付けることができる。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第6条 使用の許可は、条例第12条第3項の規定による後納の場合を除き、<u>使用料の納付があつた後、堺市教育文化センター使用許可書（様式第2号。</u>以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。</p>

(使用の許可の順位)

第7条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、教育長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第6条の規定による交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第10条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに堺市教育文化センター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第15条の2 施設予約システム(文化施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務)について電子計算機を利用して処理する体系をいう。次項

(使用の許可の順位)

第7条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第6条の規定による交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

(使用の許可の変更)

第10条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに堺市教育文化センター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第15条の2 教育長は、施設予約システム(公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等につい

において同じ。)を用いて行う使用の申請、許可及び許可の変更に係る
手続等については、第3条第1項、第6条並びに第10条第1項、第3
項及び第5項の規定にかかわらず、教育長が定める。

2 施設予約システムを用いて仮予約(使用の申請前に仮に施設の使用
を予約する行為であって、その予約の日の翌日から起算して7日以内に
申請を行わなければ、その効力を失うものをいう。以下この項において
同じ。)を行う場合は、当該仮予約を使用の申請とみなして第7条の規
定を適用する。

て、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。)を
用いて会館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の
規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた会館の
使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(現行)

様式第1号(乙) (第3条関係)

堺市教育文化センター使用許可申請書

申請日 年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

堺市教育文化センター管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市教育文化センターの使用を申請します。

申請者	住所(所在地)			目的分類 講演会・演劇・映画・音楽舞踊・展示会・教養文芸・美術工芸・趣味・その他
	法人名又は団体名			
	氏名(代表者氏名)			
	電話番号	生年月日		
会場責任者	氏名			
	電話番号			

	許可番号	使用日及び使用時間	使用室名	使用目的	対象者・利用予定人数
			使用設備等	表示名称	入場料
1	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
2	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
3	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
4	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
5	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円

確認事項	<p>申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市教育文化センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。</p>
------	---

注意

- 1 太枠以外は、記入しないでください。
- 2 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 3 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。

(改正後(案))

様式第1号(乙) (第3条関係)

堺市教育文化センター使用許可申請書

申請日 年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

堺市教育文化センター管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市教育文化センターの使用を申請します。

申請者	住所(所在地)			目的分類 講演会・演劇・映画・音楽舞踊・展示会・教養文芸・美術工芸・趣味・その他
	法人名又は団体名			
	氏名(代表者氏名)			
	電話番号	生年月日		
会場責任者	氏名			
	電話番号			

	使用日及び使用時間	使用室名	使用目的	対象者・利用予定人数
		使用設備等	表示名称	入場料
1	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
2	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
3	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
4	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円
5	年 月 日() 時から 時まで			一般者 人 無・有 円

確認事項	<p>申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市教育文化センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。</p>
------	---

注意

- 1 太枠以外は、記入しないでください。
- 2 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 3 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。

（現行）

様式第1号（甲）（第3条関係）

堺市教育文化センター使用許可申請書									
堺市教育委員会教育長 殿					申請日 年 月 日				
申 請 者	住所（所在地）								
	法人名又は団体名								
	フ リ ガ ナ 氏名（代表者氏名）								
	生 年 月 日		電話番号						
堺市教育文化センター管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市教育文化センターの使用を申請します。									
※ 許 可	年 月 日		第 号						
使 期 用 日	年 月 日（ 曜日）から		第1回目		時から		時まで		
	年 月 日（ 曜日）まで		第2回目		時から		時まで		
	（ 日間）		第3回目		時から		時まで		
使 目 的									
表 名 示 称									
内 容	1 演 劇		題名						
			主な出演者又は講師名						
	出 演 等 委 託 先	住 所							
		氏 名							
		電 話							
	6 展 示		対 象 者 （一般・関係者）		入 場 人 員 （ 人）		入場料 （有・無 円）		
	7 その他								
使 施 用 設									
使 設 用 備									
そ の 他 要 項		準備打合せ 月 日 時頃							
会 場 責 任 者		住所		氏名		電話番号			
確 認 事 項		申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。							
		□ 使用に当たっては、堺市教育文化センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。							
		□ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。							
		□ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。							
注意									
1 ※印の欄は、記入しないでください。									
2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。									
3 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。									
4 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。									

（改正後（案））

様式第1号（甲）（第3条関係）

堺市教育文化センター使用許可申請書									
堺市教育委員会教育長 殿					申請日 年 月 日				
申 請 者	住所（所在地）								
	法人名又は団体名								
	フ リ ガ ナ 氏名（代表者氏名）								
	生 年 月 日		電話番号						
堺市教育文化センター管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市教育文化センターの使用を申請します。									
※ 許 可	年 月 日								
使 期 用 日	年 月 日（ 曜日）から		第1回目		時から		時まで		
	年 月 日（ 曜日）まで		第2回目		時から		時まで		
	（ 日間）		第3回目		時から		時まで		
使 目 的									
表 名 示 称									
内 容	1 演 劇		題名						
			主な出演者又は講師名						
	出 演 等 委 託 先	住 所							
		氏 名							
		電 話							
	6 展 示		対 象 者 （一般・関係者）		入 場 人 員 （ 人）		入場料 （有・無 円）		
	7 その他								
使 施 用 設									
使 設 用 備									
そ の 他 要 項		準備打合せ 月 日 時頃							
会 場 責 任 者		住所		氏名		電話番号			
確 認 事 項		申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。							
		□ 使用に当たっては、堺市教育文化センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。							
		□ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。							
		□ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。							
注意									
1 ※印の欄は、記入しないでください。									
2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。									
3 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。									
4 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。									

様式第2号(乙)(第6条関係)

堺市教育文化センター使用許可書

申請日 年 月 日

堺市教育文化センターの使用を次のとおり条件を付して許可します。

堺市教育委員会教育長 印

申請者	住所(所在地)	
	法人名又は団体名	
	氏名(代表者氏名)	様
	電話番号	
会場責任者	氏名	
	電話番号	

	許可番号	使用日及び使用時間	使用室名	使用目的	対象者・利用予定人数
			使用設備等	表示名称	入場料
1	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般関係者 人 無・有 円
2	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般関係者 人 無・有 円
3	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般関係者 人 無・有 円
4	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般関係者 人 無・有 円
5	第 号	年 月 日() 時から 時まで			一般関係者 人 無・有 円

使用許可条件(基本事項)

- 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。
- 使用の権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 会館の施設及び附属設備は、責任を持って使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないでください。
- 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 堺市教育文化センター条例又は堺市教育文化センター管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市はその責めを負いません。
- 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

付 記

削除

(現行)

様式第2号(甲)(第6条関係)

堺市教育文化センター使用許可書					申請日 年 月 日	
住所(所在地) 法人名又は団体名 氏名(代表者名) 様					堺市教育委員会教育長 <input type="checkbox"/>	
堺市教育文化センターの使用を次のとおり条件を付して許可します。						
許可	年 月 日	第 号	使用許可条件(基本的事項) 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。 4 使用の権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用しないでください。 5 会館の施設及び附属設備は、責任を持って使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないでください。 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。 9 堺市教育文化センター条例又は堺市教育文化センター管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。			
使用日	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで (日間)	第1回目 時から 時まで 第2回目 時から 時まで 第3回目 時から 時まで				
使用目的						
表示						
内容	1 演劇	題名				
	2 映画	主な出演者又は講師名				
	3 音楽	出演等委託先				住所
	4 舞踊					氏名
	5 講演					電話
	6 展示					対象者一般関係者
	7 その他	入場人員 (人)	入場料 (有・無) (円)			
使用施設						
使用備						
その他要事項	準備打合せ 月 日 時頃					
会場責任者	電話番号					
	住所	氏名				

(改正後(案))

様式第2号(第6条関係)

堺市教育文化センター使用許可書					年 月 日
氏名(団体名)					
住所(所在地)					
電話番号					
堺市教育委員会教育長					
次のとおり、施設の使用について許可します。					
使用施設:					
使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)	
合計金額					
注意 この許可には、使用許可の条件を付しているもので、必ず御確認ください。					

(現行)

(改正後(案))

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。ただし、教育長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 会館の施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市教育文化センター条例等の法令又は堺市教育文化センター管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

(現行)

様式第3号(第10条関係)

堺市教育文化センター使用許可変更申請書

年 月 日

堺市教育委員会 教育長 殿

申請者 住所(所在地)

法人名又は団体名

氏名(代表者名)

電話番号

許可を受けた堺市教育文化センターの使用について変更したいので、堺市教育文化センター管理運営規則第10条の規定により次のとおり使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 変更事項	変更前	変更後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
※堺市処理欄 使用料について	変更後の金額	円	照 合 者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既 納 額 照 合	年 月 日 納入	

注意

- 1 再度の変更は、できません。
- 2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付は、できません(堺市教育文化センター管理運営規則第10条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

(改正後(案))

様式第3号(第10条関係)

堺市教育文化センター使用許可変更申請書

年 月 日

堺市教育委員会 教育長 殿

申請者 住所(所在地)

法人名又は団体名

氏名(代表者名)

電話番号

許可を受けた堺市教育文化センターの使用について変更したいので、堺市教育文化センター管理運営規則第10条の規定により次のとおり使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日	年 月 日		
2 変更事項	変更前	変更後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
※堺市処理欄 使用料について	変更後の金額	円	照 合 者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既 納 額 照 合	年 月 日 納入	

注意

- 1 再度の変更は、できません。
- 2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付は、できません(堺市教育文化センター管理運営規則第10条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
- 3 ※印欄は、記入しないでください。